

令和2年

教育福祉常任委員会  
会 議 録

期日：令和2年 6月12日（金）

場所：大曲庁舎3階 大会議室

大 仙 市 議 会

# 大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時

令和2年 6月12日（金曜日）

午後 3時00分 ～ 午後 3時39分

会 場

大仙市役所 3階 大会議室

出席議員（6名）

8番 富岡喜芳	10番 藤田和久	12番 小笠原昌作
18番 佐藤芳雄	19番 高橋徳久	23番 高橋幸晴

欠席議員（0名）

番

番

番

説明のため出席した者

健康福祉部長兼福祉事務所長	加藤実	教 育	長 吉川正一
社会福祉課長	佐藤和博	教育指導部長	栗谷川学
社会福祉課参事	佐藤直文	生涯学習部長	藤嶋勝広
子ども支援課長	佐藤正道	教育総務課長	田口広龍
子ども支援課参事	八嶋洋晃	生涯学習課長	大沼利樹

議会事務局職員出席者

参

事 齋藤孝文

- 第 1 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 令和2年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
- 第 3 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の請願について

午後 3 時 0 0 分 開 会

○委員長（高橋徳久） 本日はご多用のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託された事件につきましては、別紙の日程のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。

また、補正予算の説明及び質疑については、課ごとに行い、討論・表決につきましては、一括で行うことにいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いいたします。

審査に入ります前に、当局よりご挨拶をお願いいたします。

はじめに、吉川教育長よりお願いいたします。

○教育長（吉川正一） 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学校や社会教育施設に様々な制限が続いたこの 3 カ月でございました。6 月に入り、学校教育、生涯学習関係とも、三密を防ぐなど衛生管理に注意しながら、少しずつ通常の活動に近づきつつございます。ただ、秋口までの大きなイベントや学校行事、各種大会は既に中止や延期となっており、諸活動が制限された状況が続いております。現在、国や県が段階的な緩和措置を進めておりますが、まだ実施が未定の行事等につきましては、全国的な感染の状況に注視しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、学校関係では、授業時数確保の観点から、夏休みの後半 4 日間と秋休みの 2 日、合わせて 6 日間短縮し、授業日として授業時数の確保に努めたいと考えております。

また、議会最終日にご審議いただきますが、10 日の議員説明会でご説明しました、県外学生への給付金支給などの支援策と全小・中学生へのタブレット端末の配備等についても提案する予定でございます。

いずれにしましても、新型コロナウイルスの第 2 波、第 3 波の感染到来も懸念されていることから、まずは各学校・施設とも、引き続き、衛生管理に努めてまいりたいと、こう思っております。

さて、本日の常任委員会における教育委員会関係の案件でございますが、(仮称)大綱交流館の名称や利用区分及び使用料に係る条例の改正、清水小学校高圧受電設備改修費の補正、市の休業要請に基づくペアーレ大仙への補償費の補正の 3 件でございます。

よろしくご審議くださり、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。次に加藤健康福祉部長より、お願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（加藤実） それでは健康福祉部からも、一言ご挨拶を申し上げます。

初日に可決をいただきました仮設診療所の件についてでありますけれども、PCR検査の検体採取時の防護服も既に国から1,800着配給されるなど、7月上旬の開設に向けて着々と準備を進めているところであります。

最近の情報では、唾液方式の導入が進んでおりまして、この技術は医療関係者におかれましても、感染リスクがかなり低くなるものと、期待しているところであります。

次に、生活保護について、ご報告いたします。コロナの影響による収入の減から、保護の申請が全国的に伸びているといった報道を耳にすることから、調べてみましたところ、大仙市における昨年同時期との比較では、増加ではなく、むしろ減少しているということが分かっております。これは、現段階で秋田県全体でも減っておりまして、今後の推移に注意してまいりたいと考えております。

さて、ご審議をいただく前に、お手元に令和2年度版の「大仙市の福祉」とそれから「大仙市の保健」を配付させていただきました。参考資料としまして、後ほどご覧になっていただければと存じます。

本日、ご審議をお願いしております健康福祉部所管の案件は、一般会計補正予算案についてであります。

詳細につきましては、この後、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上であります。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。それでは、審査に入ります。

議案第140号「大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。大沼生涯学習課長。

○生涯学習課長（大沼利樹） それでは、議案第140号「大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

資料No.1の議案書39ページと40ページをお開き願います。

本案は、西仙北中央公民館の建て替えに伴い、施設の名称及び各部屋の名称を変更、また、大仙市生涯学習施設使用料改定の方針に基づき料金体系の見直し、冷暖房料金を設定するものであります。

40ページをご覧ください。

大仙市公民館条例別表第1、大仙市立西仙北中央公民館の項中「大仙市立西仙北中央公民館」を「大仙市立大綱交流館」に改め、別表第2の表の生涯学習施設使用料を記載のとおり改めるものであります。

生涯学習施設の使用料につきましては、昨年10月1日に市民が平等に同一条件で活動機会と場所が得られるように、平準化を図り、使用料等を統一しており、大綱交流館についても今回の条例改正に伴い、統一料金とするものであります。

使用料の設定根拠ですが、利用人数による部屋の面積に応じて、1時間単位の使用料の額を統一することとしております。1時間当たりの使用料が、部屋の面積75㎡未満は100円、75㎡以上150㎡未満は150円、150㎡以上が200円、大綱ホールのように大人数が集客ができる講堂を250円といたします。

また、冷暖房料についても統一した料金といたします。金額は分かりやすく100円単位とし、これも部屋の面積に応じて、75㎡未満は100円、75㎡以上150㎡未満は200円、150㎡以上を300円と設定しております。

その他、同様に大仙市公告式条例の一部改正として別表西仙北中央公民館掲示場の項中「西仙北中央公民館掲示場」を、「大綱交流館掲示場」に、また、大仙市生涯学習センター条例の一部改正として、第3条第2項中「大仙市立西仙北中央公民館」を「大仙市立大綱交流館」に改正するものであります。

施行期日は、令和2年10月1日といたします。

現在、大綱交流館の進捗状況については、外観は全て完成し、内部についても90%を超える進捗率であり、予定どおり7月中旬の完成を目指しております。約2カ月の準備期間を経て、10月上旬にオープンとなります。

また、10月2日（金）に竣工式を予定しておりますので、委員の皆さまにはご出席方よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（高橋徳久） ありがとうございます。ただ今、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決するべきものと決しました。

次に、議案第142号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

はじめに、佐藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） それでは、議案第142号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」の内、社会福祉課関連予算について説明いたします。

説明資料につきましては、資料No.3-1「令和2年度補正予算（案）6月補正②主な事業の説明書」であります。

4ページをお願いいたします。

「住居確保給付金（新型コロナウイルス対策）」につきましては、1,090万8千円の補正をお願いするもので、財源内訳は、国庫負担金が4分の3の818万1千円で、残りが一般財源であります。

この事業は、失業、離職等により生活が困窮し、住宅を失う恐れのある方に対して、家賃相当額を支給するもので、これまで生活困窮者自立支援事業のメニューの一つとしてあった事業であります。今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの状況を受け、支給要件が拡充され、支給対象者の増加が見込まれることから、事業費の補正をお願いするものであります。

「4. Act」をご覧願います。

対象者については、（１）に記載のとおり、年齢要件が撤廃され、離職、廃業によるだけでなく、休業等による減収も対象とされたほか、これまで必須であったハローワークへの求職申込みが、不要となっております。これらが、今回、拡充された内容であります。

なお、相談、申請窓口は、市が自立相談支援事業を委託している市社会福祉協議会となっております。

次に、（２）の支給期間は、原則３カ月であります。求職活動を誠実にやっている場合には、３カ月ずつ、２回まで延長可能であり、最長９カ月まで延長して支給可能となっております。

（３）支給額については、家賃相当額となっております。

なお、支給決定にあたっては、（４）収入基準額等としてお示ししておりますが、世帯の１カ月の収入が「収入基準額」を、預貯金の額が「金融資産要件基準額」を下回っていることが条件となっております。

（５）の補正額の内訳ですが、合計で３０世帯、９カ月分を見込んでおります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） はい、ありがとうございました。ただ今、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） えーと、すみません。これをちょっと見ますと、借家の方に限られるんですか。例えば、自宅を新築して払えなくなってしまうっていうのは。とは対象ではないのね。

○委員長（高橋徳久） はい、佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） この給付金につきましては、家賃、借家のみとなっております。

○委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 預貯金の保有額、それは自己申告になるわけですか。

○委員長（高橋徳久） はい、佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 通帳等で確認させていただきましても、あくまでも審査を迅速にするということで、本人がお持ちいただいた通帳で確認するというので。

金融機関の証明書ですとか、そういったものは審査の途中では不要とさせていただいているところです。

○委員長（高橋徳久） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 通帳の確認でオッケーと。

○委員長（高橋徳久） はい、佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） はい、そうでございます。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。富岡委員。

○委員（富岡委員） あれですか、今現在で申請どが要請あるどが何件ぐれあるもんだすか。

○委員長（高橋徳久） はい、佐藤課長。

○社会福祉課長（佐藤和博） 現在のところ29件の、給付決定してるのが3件というところでございます。昨日現在の数字になります。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいでしょうか。

○委員（富岡委員） はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので質疑を終結いたします。

次に、佐藤子ども支援課長。

○子ども支援課長（佐藤正道） それでは、同じく議案第142号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、子ども支援課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

資料 No. 3の補正予算書は10ページとなっておりますが、資料 No. 3-1「令和2年度補正予算（案）6月補正②」主な事業の説明書でご説明いたします。

主な事業の説明書の5ページをご覧ください。合わせて、別資料の子ども支援課用資料もご参照いたします。

3款2項3目66事業「法人立大曲北保育園建設費補助金」でございます。補正額は3,505万2千円で、財源内訳は、市債が3,330万円。一般財源が175万2千円となっております。

「1. Plan」をご覧ください。



保育所等の施設整備事業を行う社会福祉法人に対して、事業費の一部を補助することで、経営の安定化と継続的な保育の提供ができるよう支援することを目的とします。目標は施設定員の増ということで、現在110人の定員を120人へ、また、将来的に最大で140人まで利用することができるようにいたします。

2を飛ばしまして、「3. Check（問題と課題）」です。

これまでも年度途中の待機児童が発生しているため、待機児童の解消が課題となっております。更には児童の安全面を考慮し、広い敷地と施設の確保が喫緊の課題となっております。

そこで「4. Act（今後の方向性と令和2年度事業の概要）」です。

(1)の施設の概要は、令和2年度当初予算等の際にもご説明してまいりましたので省略させていただきます。

(2)補正額の内容についてですが、表にあります建設予定地を大曲保育会が取得する予定であるため、取得費3,505万2千円を補助するものであります。場所につきましては、これも以前にご説明しておりましたが、別添資料のとおりとなっております。

(3)事業費内訳及び移転スケジュールということで、一番下の表をご覧ください。①から⑨までの事業区分の内、今回補正予算として計上しましたのは、③の用地費の部分であります。

今後は、令和5年度の新園舎開園に向けて、大曲保育会が主体となって事業を進めてまいります。新園舎による教育・保育事業の早期実現に向けて、全力で協力及び支援をしてまいります。

以上、ご説明いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） はい、ありがとうございます。ただ今、説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 年度途中で待機者が、当初は待機ってのはないわけですけども。年度途中からその預かる人が増えてきて、その保育士が不足っちゃうごどで待機児童が出てきている。毎年その循環でそういうことになってるんですけども、今年はどういう状況。

○委員長（高橋徳久） はい、佐藤課長。

○子ども支援課長（佐藤正道） 今年はですけれども、当初に保育士の定数っていうか、0歳児とか3歳児の割り振りってのがございます。ある程度余裕のある保育園っていうのがなかなか0歳児のところ、保育士の確保というごどで出来れば良いんですけれども。今のところ、まず例年と同様に保育園の状況を見ながら進めていかなければいけないと思っております。ただ、秋頃に新しい保育園、9月10月頃ですけれども、「かえで保育園」っていうのが出来る、民間保育所出来る予定ですので。そこらへん秋頃がちょっと一番待機児童多くなる時期なので、そこらへんをうまく利用できれば、昨年よりは解消なれるんじゃないかなと考えております。

○委員長（高橋徳久） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 若い人方は通勤の場所の近くの保育園に預けたいという、そういう人方が多いようです。ですから働く場所っていえば大曲周辺が一番多いわけなんで、そこらへんの保育所が相当危惧してるんじゃないかなと思ってるんですけれども。こういったその、建ててもらえばそれも一つの解消になると思うんで、そういったことをこれからも注意して、確保していただければありがたいと思います。以上です。

○委員長（高橋徳久） はい、佐藤課長。

○子ども支援課長（佐藤正道） 今、高橋委員おっしゃったように、もちろん北保育園も定員増えておりますし、やはり一番地域が一番多いところに移転する予定ですので、そこらへん踏まえて待機児童が出ないようにこれからも一生懸命協力していきたいと考えております。

○委員長（高橋徳久） はい、他にございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、田口教育総務課長。

○教育総務課長（田口広龍） それでは教育総務課所管分について、説明いたします。

資料はお手元にお配りしております、こちらの1枚ものの、右上に教育総務課資料と記載している事業説明書をご覧ください。

事業名は「校舎等維持補修及び施設整備費（小学校費）」ですが、事業内容としましては、清水小学校の高圧受電設備を改修するものであります。

この事業につきましては、国の交付金事業に採択されるよう要望していたところ、今年度採択となったことから、今般予算措置をお願いするものであります。

補正額は2,951万6千円で、補正後の額を6,614万2千円とするものです。財源内訳は、国庫支出金963万円、市債が1,420万円、一般財源が568万6千円となっております。

一番下の「4. ACT」の欄をご覧ください。

事業費の内訳ですが、実施設計に関する委託料135万6千円、工事請負費が2,816万円、合計で2,951万6千円となっております。

工事の完了時期は、来年3月を予定しております。

清水小学校の高圧受電設備は設置から24年経過し、各種機器とそれらを囲っている金属箱の老朽化が進んでいる状況にあります。仮に高圧受電設備が故障した場合においては、学校が停電して学校生活に重大な支障を来すことになるため、教育委員会としましては、最優先に取り組むべき改修の一つと考えているところであります。今後もしできる限り国の交付金を活用しながら改修していく方針です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

- 委員長（高橋徳久） はい、ありがとうございます。ただ今説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。ございませんでしょうか。はい、高橋委員。
- 委員（高橋幸晴） この受電設備がたびたび出てくるんですけども、これ年数、耐用年数ちゅうが、これ交換時期って決められでるわけ？
- 委員長（高橋徳久） はい、田口課長。
- 教育総務課長（田口広龍） 法定の耐用年数はだいたい15年と言われております。ただし、これ減価償却する上での数字で、一般的には20年ぐらいは使えると言われております。以上です。
- 委員長（高橋徳久） はい、高橋委員。
- 委員（高橋幸晴） そうすれば特別、電力会社で何年なったら取り替えでくださいってことはないわけですか。
- 委員長（高橋徳久） はい、田口課長。
- 教育総務課長（田口広龍） 月1回電気保安協会に点検していただいて、法定の点検になっておりますので、その報告を受けていろいろ改修したり、行っているところであります。
- 委員長（高橋徳久） はい、高橋委員。

- 委員（高橋幸晴） 電力の方からは、特別指示などはある？指示はあるわけですか。
- 委員長（高橋徳久） はい、田口課長。
- 教育総務課長（田口広龍） 指示というか、点検結果が報告されて、それを踏まえて我々が改修するということになります。
- 委員長（高橋徳久） よろしいでしょうか。
- 委員（高橋幸晴） はい。
- 委員長（高橋徳久） 他にございませんでしょうか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

- 委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、大沼生涯学習課長。

- 生涯学習課長（大沼利樹） 議案第142号「令和2年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」の内、生涯学習課所管分についてご説明申し上げます。

資料No.3、議案書の「大仙市補正予算（6月補正②）」の13ページをお開き願います。

10款5項5目24事業「ペアーレ大仙管理費」につきまして、123万2千円の補正であり、補正後の額を1,136万8千円とするものであります。

詳細につきましては、別紙でお渡ししております生涯学習課資料、A4一枚ものがございますが、そちらの方でご説明申し上げます。

「事業説明書（6月補正予算）」生涯学習課資料でございますが、「4. Act」をご覧ください。

これは市が新型コロナウイルス予防対策のため、市内公共施設の利用を自粛するよう要請しており、これを受けペアーレ大仙の指定管理者である株式会社TMO大曲は、市の公共施設である「ペアーレ大仙」も同様4月11日から5月10日までの各種講座や施設利用を全面休止しております。

この営業休止により、既に収入となっております4月、5月分の講座受講料を返還する必要があり、また、屋内プールやトレーニングルームなどの施設利用収入の減収が経営に大きく影響を及ぼすことから、指定管理者基本協定書第33条3の規定に基づき、市が損失補填をするものであります。

収入、支出の内容ですが、収入につきましては、4月、5月の各種講座の休講による受講料返還分で197万8千円ほど、また、ペアーレ大仙の施設利用、これは屋内プールやトレーニングルームのフリーのお客様の利用の利用料金、それから会議等での貸し

館利用料の減収で45万9千円ほどになり、収入の減少額合計で243万8千円ほどの減収となります。

支出の不要額といたしましては、講座休講による外部講師の謝金の減少による不要額、また、講座・施設利用休止による電気料や水道料、燃料費などのランニングコストの減による不要額、休講による運動教室などの損害保険料の減による不要額、それから日常清掃などの業務委託の料金減少による不要額で合計120万6千円ほどの不要額が出るため、収入の減との差し引きで123万2千円の損失補填となります。

現在、ペアーレ大仙につきましては、5月の休館要請後、指導者のスケジュール調整や受講者との連絡調整など体制を整え、6月1日から新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行った上で、再開しております。

以上、生涯学習課所管の補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋徳久） はい、ありがとうございました。ただ今説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 6月1日からスタートしたということですがけれども、前年比に比べるとその状況の、いわゆる受講者の推移はどのようになったのでしょうか。

○委員長（高橋徳久） はい、大沼課長。

○生涯学習課長（大沼利樹） 6月1日から開始しまして、6月9日の週の時点で、今年度は716人の受講者の申し込みがあります。前年度は1,221人と、前年度比でマイナス505人という非常に受講者が少ない状況でございます。以上です。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいでしょうか。高橋委員。

○委員（高橋幸晴） いわゆるまだ心配なところがあって受講者が来ないのだと思いますけれども、いずれ回復はすると思うんですけれども。その回復する、させる方法、それ何か特に考えはありませんか。

○委員長（高橋徳久） はい、大沼課長。

○生涯学習課長（大沼利樹） ペアーレ大仙の方からもお聞きして、今回7月からまた新たに夏受講者募集という形を行う予定でございます。その中には今まで受講の数が少なかった講座、その部分をまず廃止をして、新たにこういうコロナの状況の中でも安心して受講できるようなそういうカリキュラムを今考え中でございます。それを7月以降に各市民の皆さまにご提示するという話を聞いております。以上です。

○委員長（高橋徳久） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） この3カ月間のコロナの休みの状況で、それでみんな何でもやめた方が良くというような雰囲気になってきてしまったような感じがしますので、それを早く挽回していつもの活動をするような状態というものを戻していかなきゃならないと思うので、是非それをやってほしいなど、こういうふうに思います。

○委員長（高橋徳久） はい、大沼課長。

○生涯学習課長（大沼利樹） 実際、経営的にもすごく厳しい状況でございますので、出来るだけ通常までにはなかなか厳しいとは思うんですが、市の方でもペアーレ大仙と連携しながら受講者を増やしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（高橋徳久） はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） 先ほどの話でちょっと気が付いたんですけど、コロナが収束してないので、我々市民の活動も徐々にいくので、やっぱりペアーレの利用率も何カ月かかからないと普通の軌道にまで戻れないんですよね。それでこれは多分3、4、5までのやつを、これ休んだ分のやつを計算して補助するっていうことだと思えるんですけども。6月以降ね、やっぱり去年より収入が落ちるんじゃないかと、それについてはまた後で支援していくのでしょうか。

○委員長（高橋徳久） はい、大沼課長。

○生涯学習課長（大沼利樹） 6月以降についても先ほど申し上げましたが、非常に厳しい経営状況ということで、出来るだけ多くの受講者を増やしながら例年どおりに戻していきたいっていう、まあ方向ではいますが、いわゆるその状況、今市民の方々もこのコロナの影響ですごくやっぱ受講に消極的な方々もいらっしゃるということで、すごく厳しい状況だと。その厳しい状況の中でのなるべく経費節減をしながら、ペアーレ大仙としては、会社としてなんとか経営していきたいということでお話を聞いております。ただ、今後どのような状況になるのかがっていうのは、まだこれがらもう数カ月見てみないと分からないという状況でございます。以上です。

○委員長（高橋徳久） はい、よろしいでしょうか。

○委員（藤田和久） はい。

○委員長（高橋徳久） 他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんでしょうか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（高橋徳久） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第13号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算にかかる意見書採択の請願について」を議題といたします。

本件に関して、教育委員会でご意見があればお願いいたします。はい、吉川教育長。

○教育長（吉川正一） ご承知のように義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とするものであり、憲法で定められている義務教育無償の原則に則った現行教育制度の根幹を成すものであります。

従いまして全国どこにおいても一定の水準の教育を保証するという観点から、必要な教育条件の整備は国の重要な責務であると考えております。

このような中、文部科学省は、40人学級を見直しまして、2012年、35人・30人学級の実現を目指した「新教職員定数改善計画」を策定し、現在、小学校1年生の35人学級、小学校2年生の35人学級実現のための教職員加配定数の増加を行っております。

しかし、他の学年は現在も40人学級のままであります。学校現場においては、教職員数の拡充は喫緊の課題となっており、新型コロナウイルス等への対応のためにも子どもたちに安全で行き届いた教育を保証し、教員の働き方改革推進の観点からも教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度は、しっかりと堅持されなければいけないと考えております。

以上であります。

○委員長（高橋徳久） はい、ありがとうございました。それでは本件に関しまして、委員の皆様から質疑及びご意見はございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（高橋徳久） なしですね。はい。それではないようですので、ここで採決をいたします。

本件につきまして、採択することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、本件は採択することに決しました。

ただいま、請願第13号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。今お手元にお配りをいたします。

（ 事務局で意見書案を配付する ）

○委員長（高橋徳久） ざっと、目を通していただけたと思っております。

それではお諮りいたします。これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議ございませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

説明職員退出のため、一旦休憩といたします。では、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後 3時37分 ）

（ 再開 午後 3時39分 ）

○委員長（高橋徳久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。

お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（高橋徳久） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。



これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

( 閉 会 午後 3時39分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年 7 月 7 日

教育福祉常任委員会委員長